

下諏訪町小中学校の 現況把握と将来的な姿について

下諏訪町教育委員会



説明シナリオ

- 1 実現すべき学校教育
- 2 町内学校の現況
- 3 町内学校の課題
- 4 下諏訪町の未来を創る
学校のあり方検討会で検討する議題



1 実現すべき学校教育

玉：「学習指導要領」

社会に開かれた教育課程の実現

何ができるようになるか

- 生きて働く知識・技能の習得
- 未知の状況に対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成
- 学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

何を学ぶか

どのように学ぶか

- 主体的・対話的で深い学び
(アクティブ・ラーニング)



1 実現すべき学校教育

県：第4次長野県教育振興基本計画

【目指す姿】

個人と社会のウェルビーイング

～一人ひとりの「好き」や「楽しい」「なぜ」とことん追究できる長野県の学び～

※「ウェルビーイング」

身体的・精神的・社会的に良い状態であること

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

一人ひとりが
主体的に学び
他者と協働する
学校をつくる

一人の子どもも
取り残されない
「多様性を包み
込む」学びの環
境をつくる

生涯にわたり
誰もが学び合え
る地域の拠点を
つくる

文化芸術・スポー
ツの身近な環境を
整え、共感と交流
が生まれる機会を
つくる



町：第8次下諏訪町総合計画 (R8～R17)

進んで教養を深め、かおり高い文化を創造するまち

すべての町民が主体的に学べる環境を整え、学びや交流を通じて豊かな感性を育み、人とのつながりを広げながら、町の伝統文化の継承や新たな文化活動の創造により魅力あるまちづくりを進めます。

地域社会全体で未来を担うこどもたちの感性と主体的な学びを育み、誰一人取り残されることなく質の高い教育を受けられるよう小中学校の適正な規模や配置などの検討を進め、教育環境や施設・設備の計画的な整備とあわせて、将来にわたって持続可能な学校教育の充実を図ります。



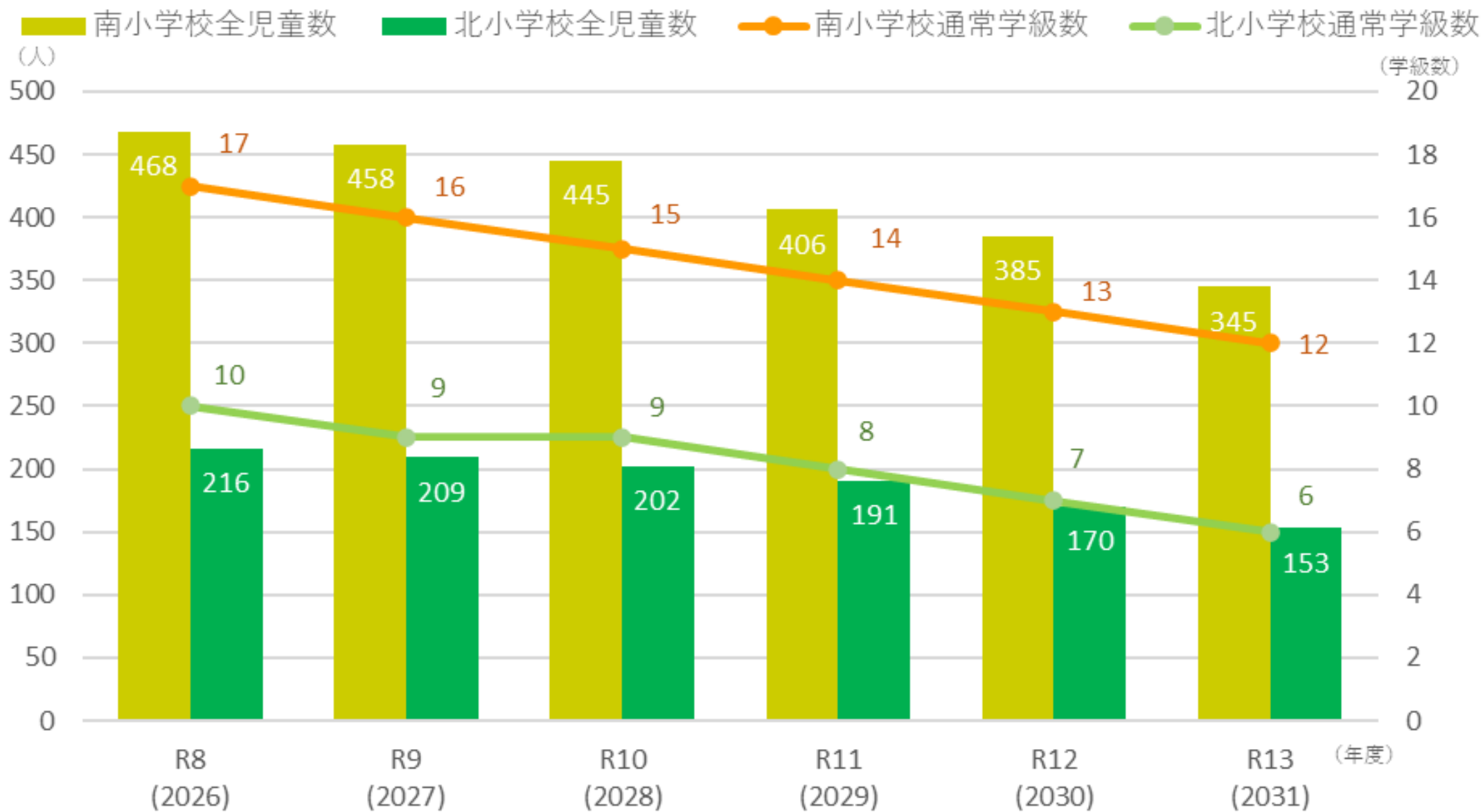
2 町内学校の現況

(1) 小学校 児童数の推移

(2) 中学校 生徒数の推移



■ 児童数・学級数の見通し



※令和 7 年生まれ 6 4 名
（南小42名・北小22名）

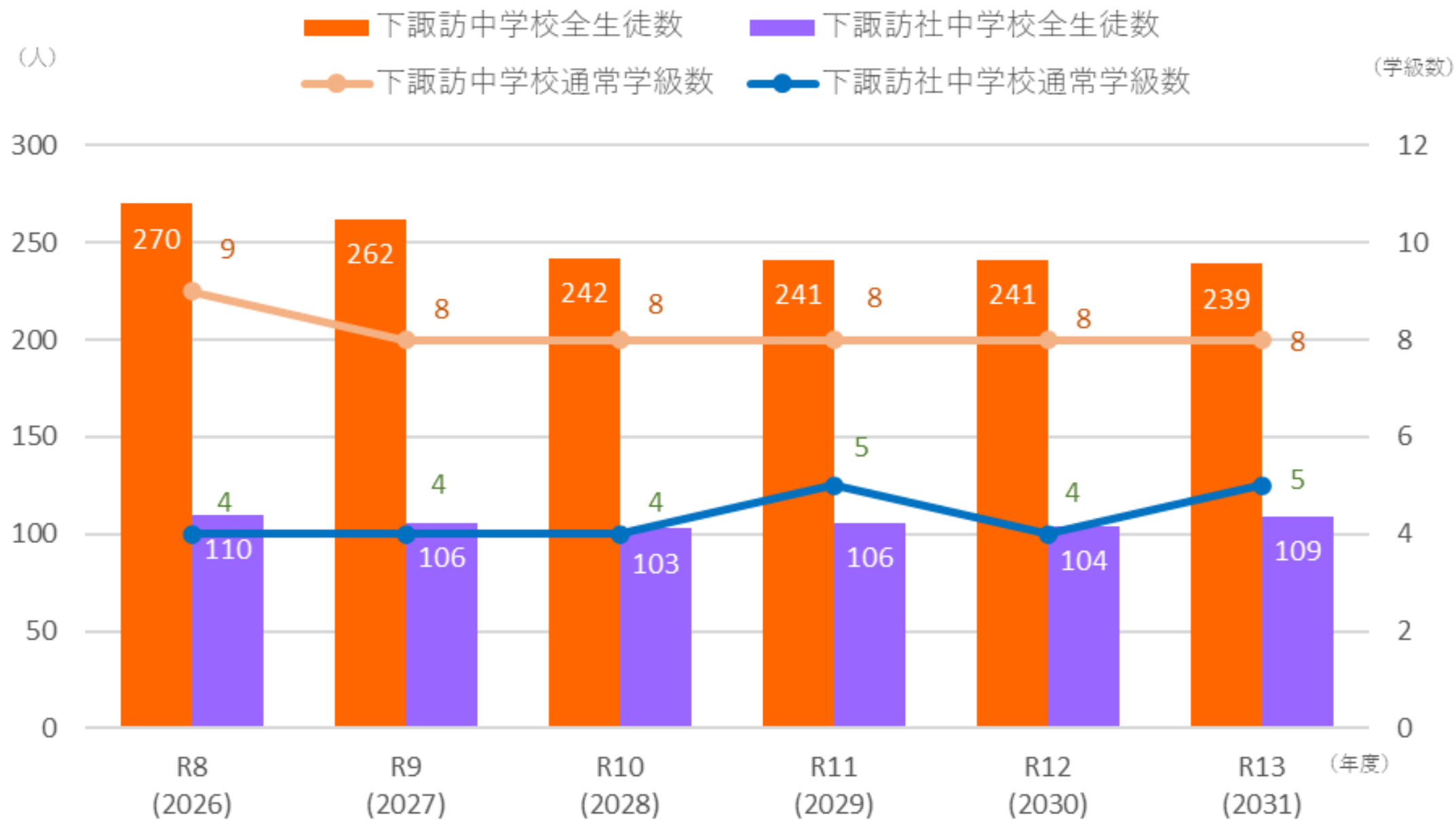
R 7 → R 1 3 約 3 割減少



※ 出生年度ではないので若干差異が生じます。



■ 生徒数・学級数の見通し



特に下諏訪社中では令和7年度より、
全学年単級となり今後複数学級となる
可能性は低いものと推察される。

R 7 → R 1 9 約 4 割以上減少

※ 町外の学校へ進学する児童もいるので、これより減る見込み。



3 町内学校の課題

- (1) 学級数の根拠となる法令
- (2) 学級規模の根拠となる法令
- (3) 学校の適正規模
 - ① 小学校 学級数と教職員数
 - ② 中学校 学級数と教職員数



学級数の根拠となる法令

○ 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。
(以下略)

第79条の3 義務教育学校の学級数は、1 8 学級以上 2 7 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。



学級数の根拠となる法令

＜参考＞ 標準の学級数

小学校	1 学年 2 学級以上 3 学級以下
中学校	1 学年 4 学級以上 6 学級以下
義務教育学校 (小1～中3、 9 カ年)	1 学年 2 学級以上 3 学級以下



学級規模の根拠となる法令（国の基準）

○公立義務諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

第3条（略）市町村の設置する小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、**同表の下欄に掲げる数を標準**として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

国基準	学級編制の区分	1学級の児童・生徒の数
小学校	同学年の児童で編成する学級	35人
（複式）	2つの学年で編成する学級	16人（1年を含む場合は8人）
中学校	同学年の生徒で編成する学級	40人（R8から中1は35人）
（複式）	2つの学年で編成する学級	8人



長野県の学級編制基準

- 1 同学年の児童・生徒で編制する学級
 - (1) 小学校 1 年 **30 人** 25人規模にここに学級
 - (2) 小学校 2～6 年 **35 人** ↑
※単級31～35人学級は対象外
 - (3) 中学校 1～3 年 **35 人**
- 2 2つの学年の児童・生徒で編制する学級(複式学級)
小学校、中学校とも **8 人**
- 3 特別支援学級
小学校、中学校とも 3 人以上 **8 人以下**



学校の適正規模について

○ 公立小学校・中学校の適正規模 ・ 適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

（H27. 1. 27 文部科学省）



小学校の適正規模 <学級数の基準 1>

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。

また、全学年でクラス替えを可能としたり、（中略）、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい。



小学校の教職員数

3 町内学校の課題 (3)①小学校学級数と教職員数
※管理職を除く

学級数	担 任	専 科	合 計
1	1		1
2	2		2
3	3		3
4	4		4
5	5		5
6	6	1	7
7	7	1	8
8	8	1	9
∪	∪	∪	∪
1 3	1 3	1	1 4
1 4	1 4	2	1 6

← 専科 1 増

← 専科 2 増



複式学級とは

二つの学年の子どもの数の合計が
8人以下の場合一人の教員によって
一つの教室で、二つの学年が同時に
指導を受ける学級形態



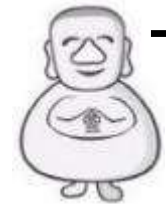
小学校の適正規模について検討

- （１）単級のまま継続するか
- （２）１クラス何名まで継続するか
- （３）複式学級は避けたい



中学校の適正規模　＜学級数の基準 2＞

中学校についても、全学年で**クラス替え**を可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも**1 学年 2 学級以上**（6 学級以上）が必要となります。また、**免許外指導**をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、**少なくとも 9 学級以上**を確保することが望ましい。



社中の教職員数について

学級数	担任	専科	合計
4	4	3	7
5	5	3	8
6	6	3	9
7	7	4	1 1
8	8	5	1 3
9	9	5	1 4
1 0	1 0	6	1 6

R 8
←

町費講師を雇用
しなければ充足
できない。
(9教科 + 1名)

予算面より
教員不足の問題が大きい
(人がいない)

※管理職を除く

兼務発令

非免許申請

22



兼務発令

複数の学校で授業を担当する仕組み

例えば・・・

下中の「技術」の教員が社中で教え



社中の「美術」の教員が下中で教える



義務教育学校

小学校の 6 年間と中学校の 3 年間の義務教育期間の合計 9 年間で 1 つの学校として一貫の教育を実施するための学校で、9 年間の系統的な教育や継続的な生徒指導、異学年交流などが特徴です。



北小と社中を同じ校舎の学校とした場合

利点

- ① 小中一貫で系統的・協働的な学びができる。
- ② 正規教員が1名増員できる。（ないし2名）
※校長・副校長・教頭とした場合
- ③ 音楽専科 ※小3～中3（小1・2は担任が指導）

課題

中学校において教科を担当する教員が
足りない状況は変わらない。→

兼務発令



下諏訪中では令和19年度より
全学級数が**8学級**となる見込みで、
9学級を割り込み、全ての授業で
教科担任による学習指導を行うこ
とが難しくなる可能性がある。

兼務発令



8 学級の場合 13 名が配当される

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技術	家庭	英語	合計
教員	2	1	1	2	1	1	1	1	1	2	13
必要数 教員	2	2	2	2	1	1	2	1	1	2	16

以上のことから
課題を整理すると



児童生徒数が減少による学校運営上の課題

※ 現状の4校を維持した場合

- ① 中学校の正規教員が減少し、教科指導が十分できない恐れがある。
- ② 教員数減により、教員一人ひとりの仕事量が増える。
- ③ 児童生徒の人間関係に配慮した学級編成ができない。
- ④ 協働的な学びに制約が生じやすい。 等



下諏訪町の未来を創る 学校のあり方検討会



(1) 学校規模の適正化

- ① 小学校の学校規模
- ② 中学校の学校規模

※ 小中分けて考える

<視点>

- ・ 子どもをまんなかにした教育的な観点

教員の確保、きめ細やかな指導ができる、協働的な学びができる 等

- ・ 地域コミュニティの観点

防災や地域の交流の場 等



(2) 教員が子どもと関わる時間を 確保するための働き方改革の在り方

～「働きやすさ」と「働きがい」の両立～

- ① 中央教育審議会答申から日課等の見直し
(次期学習指導要領)
- ② 校務の見直し
- ③ コミュニティ・スクールの在り方 等



(2) 教員が子どもと関わる時間を 確保するための働き方改革の在り方 ～「働きやすさ」と「働きがい」の両立～

時間外勤務時間について
文部科学省は2029年までに1か月30時間
を目指すとのこと

※ 毎日18時には帰宅するペース



(2) 教員が子どもと関わる時間を 確保するための働き方改革の在り方 ～「働きやすさ」と「働きがい」の両立～

教員数が減少しても
学校運営ができる仕組みを考える



(3) 特色と魅力ある 教育活動の在り方

① 魅力ある教育課程の編成

生き方を学ぶ「キャリア教育」「人権教育」の充実

② 不登校児童生徒への対応や特別な支援 を必要とする児童生徒への対応

③ コミュニティ・スクールの在り方 等



4 下諏訪町の未来を創る 学校のあり方検討会

- (1) 学校規模の適正化
- (2) 教員が子どもと関わる時間を確保
するための働き方改革の在り方
- (3) 特色と魅力ある教育活動の在り方

等

